

都市計画事業認可申請図書作成業務

標準業務内容

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
1. 基本事項の打合せ	要望事項の打合せ 事業認可作業方針打合せ	要望事項の内容把握 事業認可のスケジュール、認可区域面積、目標年次、整備計画、財政計画等の打合せ
2. 計画図	事業地を表示する図面の作成 位置図 下水道計画一般図 主要な管きよの平面図 管きよ平面図 ポンプ場平面図 終末処理場平面図 設計の概要を表示する図面の作成 主要な管きよの平面図 ポンプ場平面図 終末処理場平面図	縮尺 1/25,000 程度 白焼き着色 縮尺 1/25,000 程度 白焼き着色 縮尺 1/2,500 程度 白焼き着色※ 縮尺 1/500 程度 白焼き着色※ 縮尺 1/500 程度 白焼き着色※ ※収用の場合は、縮尺 1/500 程度の実測平面図及び丈量図（測量は別途業務） 白焼き 白焼き 白焼き
3. 申請書	申請書の作成 計画書の作成 計画書 理由書 資金計画書の作成 下水道事業計画認可通知書の写し等の作成	ワープロ・コピー ワープロ・コピー ワープロ・コピー
4. 参考図書	計画概要書の作成 都市計画用途地域図の整理 主要な管きよ縦断面図の整理 ポンプ場水位関係図の整理 ポンプ場吐口等施設図の整理 終末処理場水位関係図の整理 終末処理場吐口等施設図の整理 管きよの流量計算書の整理 字界図の整理 丈量図の整理	ワープロ・コピー 縮尺 1/25,000 程度（添付） 白焼き 白焼き 白焼き 白焼き 白焼き コピー 白焼き・区画割平面図使用
5. まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「都市計画事業認可申請図書の作成」における方針の確定・確認と作業内容の照査

都市計画事業認可申請図書作成業務委託標準仕様書

【1】 一般仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、埼玉県狭山市において、公共下水道事業を施行するにあたり、特記仕様書に示す事項に係る都市計画法第60条に規定する事業計画を定めるのに必要な図書を作成することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うにあたっては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたって埼玉県狭山市の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| (イ) 委託業務着手通知書 | (ロ) 業務工程表 | (ハ) 管理技術者等通知書 |
| (ニ) 経歴書 | (ホ) 職務分担表 | (ヘ) 委託業務完了通知届 |
| (ト) 成果物引渡書 | (チ) 業務委託料請求書等 | |

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承諾を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的

管理を行わなければならない。

- (3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

- (1) 受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に埼玉県狭山市の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は直ちに修正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、埼玉県狭山市の検査員の検査をもって業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 参考資料の貸与

埼玉県狭山市は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.14 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、埼玉県狭山市、受注者の協議によるものとする。

第2章 図書の作成

2.1 一般的事項

受注者は、図書作成にあたり、地域社会の動向、当該地域に係る下水道の事業計画との関連性、事業の施行等について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

2.2 業務の手順

- (1) 業務は、十分協議打合せの後施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

2.3 図書の作成

受注者は、埼玉県狭山市の提供した資料、受注者の調査した事項及び関係者の打合せ結果等を十分検討した後、関係法令を遵守し、別途「標準業務内容」に基づき作成する

ものとする。

2.4 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認並びに作業内容の照査を行う。

第3章 提出図書

3.1 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 事業認可申請図書

(イ)申請書	A4判製本	4部
(ロ)計画書	A4判製本	4部
(ハ)資金計画書	A4判製本	4部

(ニ)事業地を表示する図面

①事業地を表示する図面（位置図）（縮尺 1/25,000 程度）	白焼き着色	4部
②事業地を表示する図面（平面図）（縮尺 1/2,500 程度）	白焼き着色	4部
③管きょ平面図（縮尺 1/500 程度）	白焼き着色	4部
④ポンプ場平面図（縮尺 1/500 程度）	白焼き着色	4部
⑤終末処理場平面図（縮尺 1/500 程度）	白焼き着色	4部

(ホ)設計の概要を表示する図面

①区画割平面図（縮尺 1/2,500 程度）	白焼き	4部
②ポンプ場、終末処理場、計画平面図（縮尺 1/500 程度）	白焼き	4部

(ヘ)その他参考図書

計画概要書、都市計画用途地域図、主要な管きょ縦断図面、ポンプ場水位関係図、ポンプ場吐口等施設図、終末処理場水位関係図、終末処理場吐口等施設図、流量表、字界図、丈量図

4部

(2) 打合せ議事録

(3) 電子成果品一式

第4章 参考図書

4.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

1. 下水道事業の手引き（日本水道新聞社）
2. 下水道計画の手引き（全国建設研修センター）
3. 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル
（国土交通省、農林水産省、環境省）
4. 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省）
5. 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
6. 下水道維持管理指針（日本下水道協会）

7. 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
8. 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）
9. 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）
10. バイオソリッド利活用基本計画（下水汚泥処理総合計画）策定マニュアル
（日本下水道協会）
11. 新都市計画の手続（都市計画協会）
12. 下水道事業の考え方〈公共下水道・都市下水路事務手続き〉（埼玉県）

【2】 特記仕様書

1. 特記仕様書の範囲

この仕様書は「都市計画事業認可申請図書作成業務委託一般仕様書」第1章1.1及び1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

2. 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

都市計画法に基づく事業認可（~~単独公共下水道~~、流域関連公共下水道）
（汚水・雨水計画共、~~汚水計画のみ~~、
雨水計画のみ）

面積（ 4,210 ） ha【汚水】 区域は別途図のとおり

（ 2,200 ） ha【雨水】 区域は別添図のとおり

3. その他特記事項

狭山市政策調整会議、政策会議及び市議会、都市計画審議会、上下水道事業審議会などに使用する資料等の作成を業務内容に含む。

作成する図書については、埼玉県下水道局下水道事業課が発行している下水道事業の考え方〈公共下水道・都市下水路事務手続き〉（最新版）の形式とする。